

東広島市農業委員会の農地利用最適化推進委員 (推進委員) 募集のご案内

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会に農地等の利用の最適化を推進する**農地利用最適化推進委員**（以下「**推進委員**」といいます。）が設置されています。

東広島市農業委員会では、次のとおり、農業委員会の委員（以下「**農業委員**」といいます。）と連携して担当地区ごとに活動する推進委員を募集します。

1 推進委員の募集人数、任期等

(1) 募集人数

1人（推進委員欠員補充による募集）

(2) 募集地区

黒瀬第3地区（兼沢、津江）

(3) 任期

農業委員会が委嘱する日（令和7年7月1日予定）から農業委員の任期満了日（令和8年5月31日）まで

(4) 身分

東広島市の特別職の非常勤職員

(5) 報酬

月額30,000円

2 活動内容

(1) 農地の利用状況調査・意向調査の実施

(2) 担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う活動

(3) 農地利用に係る地域での話し合いへの出席

(4) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導

(5) 研修会・地区協議会への出席

(6) 必要に応じて農業委員会総会への出席（農地等の利用の最適化の推進に関する活動状況について報告等）

(7) その他、農地利用の最適化に係る活動

3 秘密の守秘義務

職務上知り得た情報については、在職中だけでなく退任後も守秘義務があります。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 募集方法

次のいずれかによります。

- (1) 法人その他の団体又は個人による推薦（6の手続）
- (2) 個人による応募（7の手続）

6 推薦の手続

推進委員を推薦しようとする法人その他の団体又は個人は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、農業委員会事務局へ提出してください。（ファックス、電子メール等による申し込みはできません。）

- (1) 法人その他の団体が推薦する場合・・・様式第1号の申込書に記入
- (2) 個人が推薦する場合・・・様式第2号の申込書に記入

7 応募の手続

推進委員の募集に応募しようとする方は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、農業委員会事務局へ提出してください。（ファックス、電子メール等による申し込みはできません。）

- ・ 様式第3号の申込書に記入

8 推薦・応募の受付期間

令和7年4月28日（月）から同年5月27日（火）まで【郵送の場合必着】

- ・ 申込書を持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、東広島市ホームページからダウンロードできます。また、次の窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。（募集案内及び申込書の配布は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

- (1) 東広島市農業委員会事務局（東広島市役所本庁舎8階）
- (2) 黒瀬支所産業建設課

10 選考方法

書類審査のほか、必要に応じて面接を実施し、選考します。

※面接を行う場合は、別途日時を通知します。

11 選考結果の通知、公表

選考結果は、令和7年6月末日（予定）までに、推薦者（法人・団体又は個人）及び応募者へ文書により通知します。

12 申込者等に関する情報の公表

受付期間中及び受付期間の終了後、東広島市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦又は応募する地区
- (2) 推薦をする者（法人その他の団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
- (3) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由

13 注意事項

- (1) 提出された申込書は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

14 申込書の提出先、問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

農業委員会事務局（市役所本館8階）

電話 082-420-0972（直通）